

## 差止請求書

2017年7月24日

熊本県菊池市七城町蘇崎十三部1365番地8  
株式会社アビストH&F 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山宏（京都産業大学法務研究科教授）  
〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル  
秋野々町529番地ヒロセビル4階  
電話 075-211-5920  
FAX 075-746-5207  
(担当) 理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、景品表示法30条1項1号の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することができます。

(請求の要旨)

- 1 当NPO法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を請求する。
- 2 当NPO法人は、貴社に対し、第三者をして、下記対象となる表示記載の表示を行わせることの停止を請求する。

(表示媒体)

ウェブサイト（<http://www.h2o-effect-guide.com/>）

(対象となる商品)

「浸みわたる水素水」（水素水）

(対象となる表示)

水素水が、「万病に効果があると言われており、癌（がん）に対しても可能性があります。」「あらゆる病気改善にも効果的です」「水素水の効果でアトピー性皮膚炎改善」等、水素水に医薬品的効能、効果があるかのように謳う表示。

(紛争の要点)

1 医薬品的効能、効果があるかのような表示

(1) 「水素水効果ガイド」なるウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。URLは、<http://www.h2o-effect-guide.com/>）上では、貴社対象商品が紹介されている。

(2) 本件ウェブサイト上には、水素水の効能、効果を示した上記対象となる表示が存在する。これは、貴社対象商品に人の疾病を治療又は予防する効能、効果があることを明示ないし暗示するものであり、一般の消費者に対し、上記対象となる商品が医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあり、医薬品的な効能、効果があると表示するものである。

(3) 他方、貴社の販売する上記対象商品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という。）上義務付けられている厚生労働大臣の医薬品としての承認を受けていない。

(4) したがって、本件対象となる表示は、医薬品としての承認を受けていない上記対象商品につき、医薬品的な効果効能があることを表示するものであり、一般の消費者に対し、対象商品があたかも国により厳格に審査され承認を受けて製造販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがある。

(5) よって、本件ウェブサイトの表示は、対象となる商品が、あたかも、薬機法上の承認を受けているかのように示す点で、「商品…の品質…について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく優良」(景品表示法30条1項1号)という要件に該当する。

2 対象商品が、あたかも人体に対し医薬品的効能、効果があるかのように示していること

国立健康・栄養研究所の「健康食品」の素材情報データベースによると、水素水は、「俗に、『活性酸素を除去する』『がんを予防する』『ダイエット効果がある』などと言われているが、ヒトでの有効性について信頼できる十分なデータが見当たらない。」とされている。他方、本件ウェブサイトの表示は、上記対象商品に、実際に確認されていない癌予防等の効能、効果があることを謳うものである。

よって、「商品…の品質…について、実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示をすること」(景品表示法30条1項1号)という要件に該当する。

3 表示の主体

(1) アフィリエイターの行った表示の主体

平成28年6月30日付けで消費者庁が公表した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」では、アフィリエイターの行った表示(広告)について、表示内容の決定に関与(決定を委ねている場合も含む)している広告主は景品表示法の「表示」の主体であるとの見解をとっている。

本件において、貴社と本件ウェブサイト運営者との間には広告掲載についての委任契約ないし準委任契約等が存在すると考えられ、貴社が表示内容の決定に関与していると考えられる。したがって、本件ウェブサイト運営者による本件表示の主体は、貴社である。

(2) ただし、本件ウェブサイトは、アフィリエイト業者によるものであるので、当NPO法人は、貴社に対し、第三者をして請求の要旨記載の表示をさせてはならないことをも併せて請求する。

4 よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法30条1項1号に基づき、その停止及び第三者をして同表示を行わせることの停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所